

第29回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月27日（木）午後2時00分から午後2時50分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（19名）

会長

23番	中村富士男
1番	澤邊 佳範
2番	佐渡 孝徳
3番	佐藤 雅典
4番	多田 篤
5番	渡邊ひろ子
7番	橋本 浩弥
8番	田村 信夫
9番	廣瀬 敏文
10番	棚 範貴
11番	長谷川 旭
13番	佐藤 敏博
14番	山口 和裕
15番	萬谷 司
16番	小野寺和也
17番	小林 信也
19番	吉田 正宏
20番	黒田 龍司
21番	中村 政昭

4 欠席委員（4名）

6番	佐藤 悦啓
12番	酒井はやみ
18番	遠藤 貴之
22番	松本 誠

会長職務代理者

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について
- 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について
- 第8号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主事補	村岡 倅

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第29回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に13番佐藤敏博委員、14番山口委員を指名いたします。よろしくをお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、6番佐藤悦啓委員、12番酒井委員、18番遠藤委員、22番松本代理から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長	次に、報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。
	事務局から報告第 2 号 1 番から 3 番について、説明をいたします。
事務局	報告第 2 号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。案件は、議案書 2 ページの 1 番から 3 番であり、今月 13 日および 17 日に町公社が利用調整を行った 3 件で、1 番は農地売買等事業の即売タイプ、2 番から 3 番は、農地売買等事業の貸付タイプとなっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。
議長	次に、報告第 3 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。
	事務局から報告第 3 号 1 番について、説明をいたします。
事務局	報告第 3 号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書 3 ページの 1 件でございます。今月 18 日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。
議長	次に、議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
	議案第 1 号 1 番から 9 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 1 号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第 18 条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

	【議案第 1 号 1 番から 9 番について、議案書をもとに朗読】 1 番から 9 番の案件は利用調整のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第 1 号 1 番から 9 番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番から 9 番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第 2 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第 2 号 1 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 2 号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、農地中間管理機構による買い入れが特に必要と認められるので、農用地の買入協議に係る幕別町への要請を行うことについて審議を求めます。 【議案第 2 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 2 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の 1 件でございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
	議案第3号について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき幕別町長から諮問があったので審議を求めます。
	【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	（発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第3号1番から4番について、異論ないものとするので異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は異論ないものと回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。
	議案第4号1番から6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合に

は、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第4号1番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページから3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は松本代理ですが、本日欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号7番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書5ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号11番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号11番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号11番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第4号14番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 多田委員退席)

議長

次に、議案第4号13番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書7ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号13番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号13番から14番は原案のとおり決定いたしました。

(4 番 多田委員着席)

議長 次に、議案第 4 号15番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号15番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書 8 ページから12ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は松本代理ですが、本日欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。これらの案件は、今月13日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 4 号15番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 4 号15番から24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。

議案第 5 号 1 番から 2 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第5号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書13ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は松本代理ですが、本日欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。これらの案件は、今月13日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書14ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。3番の案件は、令和7年10月20日に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については、問題ないと思います。4番の案件は、今月13日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号5番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書15ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、先月16日に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号5番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当である私から補足説明をいたします。この案件は、経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件につきましては、農地所有適格法人への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号 2 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 6 号 3 番から 5 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 3 番から 5 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書 3 ページから 5 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。これらの案件は、今月 18 日に棚委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 6 号 3 番から 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号 3 番から 5 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 6 号 6 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 6 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書 6 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当である私から補足説明をいたします。この案件は、今月 18 日に棚委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書7ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1番説明いたします。この案件は、今月18日に棚委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第6号8番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5 番 渡邊委員退席)

次に、議案第6号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書8ページのとおり、農地法第3条

第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当委員は渡邊委員となりますが、議事参与の制限を受けるため、代わりに地区担当委員となりました私の方から説明いたします。この案件は、今月12日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号8番は原案のとおり決定いたしました。

(5番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第6号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書9ページから10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、今月18日に棚委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 6 号 9 番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 6 号 9 番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 6 号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 6 号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書11ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。この案件は、今月18日に棚委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 6 号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 6 号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 6 号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 6 号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書12ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件は、今月18日に棚委員、萬谷委員、事務局と

	で現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 6 号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 7 号「現況証明について」を議題といたします。 議案第 7 号 1 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 7 号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第 7 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は松本代理ですが、本日欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に棚委員、萬谷委員、松本代理、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 7 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第8号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。
	本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、農政部長から提案内容の説明をお願いいたします。
農政部長	それでは、提案理由の説明をいたします。 第28回総会において農政部会へ付託されました「幕別町に対する意見書」の内容について、本日、農政部会を開催し、協議・検討いたしました。その結果、議案にありますように、国等への要請を6項目、町への要望を3項目としたところであります。項目ごとの説明は省略させていただきますが、この「意見書」につきましては、毎年、十勝農業委員会連合会が提出している「国会議員に提出する要請文」の内容を踏まえ、町に提出しているものであります。 合計9項目の意見を幕別町に提出し、①国などに対しては、「物価高騰や自然災害への対策、本格的に始まった農地中間管理事業の円滑な実施」などについて、働きかけを要請するものです。また、②町に対しても、「担い手・労働力の確保と熊への対策をはじめとした、有害鳥獣の取組み」など、各種施策の推進を要請する内容となっております。 なお、この総会において内容が決定したのちには、12月9日に中村会長、松本代理、私の3名で町へ提出したいと考えております。説明は、以上であります。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。